

遺言相続セミナー・レジュメ

## 改正された生前贈与の活用方法

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

(プロフィール)

税理士・社会保険労務士・行政書士 安達幸男

昭和 35 年生れ

昭和 58 年に名古屋国税局採用、以後国税局及び税務署で 38 年間勤務

令和 3 年 7 月名古屋中村税務署長を最後に退官

令和 3 年 9 月に春日井市鳥居松町で事務所を開設

(主な取扱い業務)

相続税申告書作成、相続税対策、遺言書作成、遺産分割協議書作成、任意

後見契約、死後事務委任契約などのサポート

## 【ワークシート】

はじめに、今日のお話に関連して、皆さんが、改正された生前贈与について、どのような認識を持っているかについて確認させていただきます。

YES・NO で考えてください。

1 令和6年1月から、生前贈与の制度が変わることを知っていますか？

YES・NO

2 暦年贈与は、相続財産への加算期間が3年から7年に延長されることを知っていますか？

YES・NO

3 相続時精算課税は、毎年110万円の基礎控除ができることを知っていますか？

YES・NO

4 相続時精算課税は、一旦選択すると一生涯の贈与が相続財産に加算されて相続税の申告をする必要があることを知っていますか？

YES・NO

5 相続時精算課税制度の方が、暦年贈与よりも有利であると聞くので、こちらの制度を利用したいと考えていますか？

YES・NO

## ○はじめに

令和5年度の税制改正により、「資産移転の時期に対するより中立性をより高める」という観点から、生前贈与の制度が改正されました。

「資産移転の時期に対する中立性を高める」とは、どのような形（時期、回数、金額）で生前贈与（資産移転）を行っても、相続税の計算において、その生涯の贈与財産の価額を加算して相続税の計算をすることによって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定になること、つまり結果的には相続税の納付税額は変わらないようにするということです。

これは、現状において暦年贈与は富裕層の相続対策として余りにも多く行われており、これが格差拡大につながっているという問題点を改めるために、生前贈与は相続税の節税対策にはつながらないようにしたいというのが財務省の意向ではないかと感じます。

財務省としては、将来的には暦年贈与を廃止して、相続時精算課税1本にしたいというのが本音であり、そのためには相続時精算課税をより使い勝手の良いメリットのある制度にしてもっと利用を増やしたいということです。

今回の改正により、相続税対策としては、生前贈与が不利になり、相続時精算課税が有利というような新聞雑誌のマスコミ記事や大規模税理士法人の税理士の発言もよく聞きますが、これについては、個々の家庭状況に応じて相続時精算課税を利用するかどうかを慎重に判断して実行する必要があります（ケースバイケースということです。）。

## 1 改正された生前贈与の内容

改正法は、令和6年1月1日以降の贈与について適用されます。

### (1) 暦年贈与

- ① 暦年贈与は、受贈者1人ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税の計算をするものになります。

ただし、毎年110万円までは非課税（基礎控除）があります。

なお、110万円の基礎控除を超えた贈与であっても、直系尊属（父母、祖父母）から18歳以上の子、孫への贈与は、贈与税率が軽減されています（特例税率）。

- ② 贈与者が死亡した場合には、相続開始（死亡日）前3年以内に受けた贈与（金額の多寡を問わず、贈与税の申告の有無を問わず、つまり基礎控除の110万円以内の贈与であっても）は、相続財産に加算されて相続税が計算されることになっています。3年以内とは、例えば、死亡日が令和5年10月5日のケースでは、3年前の令和2年10月5日以降の贈与が加算対象になるということです。

なお、相続時には生前贈与加算して相続税の計算をした結果マイナスとなっても事前に納めた贈与税額は還付されません。

- ③ 暦年贈与は、従来は相続税節税の王道であり、富裕層を中心（一般庶民も含め）に、次のように活用されていました（令和3年分利用者約48万人）。

・子、孫など複数の者に対して一人当たり毎年110万円の範囲内で継続

して贈与をする（例えば、子2人孫2人に毎年110万円を10年間にわたり暦年贈与をすると、 $110\text{万円} \times 4\text{人} \times 10\text{年} = 4,400\text{万円}$ が贈与税非課税となります。）。

- ・遺産総額が大きい方は、相続税の税率と贈与税の税率と比較して、贈与税の税率の方が低い金額の範囲内で毎年贈与（贈与税の申告と納税も行います。）を行う方法です。

（例えば、遺産（基礎控除後）が3億円超ある方（相続人が妻及び子2人）は、相続税の累進税率は30%又は40%となっていますので、贈与税の税率（特例税率）がこれよりも低い税率となる、例えば10%となる贈与財産200万円以下（基礎控除後）の生前贈与（基礎控除前であれば310万円以下）をすれば、贈与税と相続税のトータルでは節税につながるというものです。

ただし、贈与税の累進税率は傾斜がきついで、暦年贈与では多額の財産を生前贈与するには不向きになります。

- ④ 今回の改正により、この相続財産に加算する期間が3年間から7年間に順次延長になります。加算期間が4年になるのは2027年（令和9年）1月1日からで、7年になるのは2031年（令和13年）1月1日からとなります。（将来的には、諸外国並みに10年間、15年間と延長されるかもしれません。）。

ただし、延長期間の4年間については、納税者及び税務署の事務負担軽減の観点（少額はお目こぼし）から合計100万円を控除した残りの金額を加算することになっています（なぜ控除額が合計100万円なのか、また、

延長期間の4年間で合計100万円なのは、よく分かりません。)

- ⑤ 今回、加算される期間が延長されることにより、相続税対策としての暦年贈与の活用は、もしかすると減少するかもしれません(相続時精算課税を勧めるマスコミ報道が多いため)。

しかし、長寿社会においては、加算期間(延長)のことは気にせずに、早期に(年齢の若いうちから)計画的に長期間に渡り暦年贈与を活用することによって、相続税対策に役立つことは間違いありません(例えば男性で60歳から暦年贈与を始めても平均寿命(81歳として)までには20年以上ありますので、加算対象外となる期間もそれなりの期間(21年-7年=14年)があります。合計で110万円×14年=1,540万円)。

また、今回の改正でも改正されなかった点として、相続人以外の者(孫、子の配偶者)に対する暦年贈与はそもそも加算対象にならないので、これらの者に対する暦年贈与は相続税対策としては、あいかわらず有効であるといえます(ただし、祖父よりも子が先に亡くなると、孫は代襲相続人となりますので、その場合は生前贈与加算の対象になってしまいます。)。

## (2) 相続時精算課税(平成15年から創設)

- ① 相続時精算課税は、生前贈与(遺産の前渡し)に対する課税を相続時まで繰り越す制度となります(令和3年分利用者は約4万人で、暦年贈与の10分の1です。)

特定贈与者(60歳以上の祖父母・父母)から、受贈者(18歳以上の子・孫)に対する贈与で、累計で2,500万円まで贈与税は非課税となっ

ています（※年齢は贈与した年の1月1日現在で判定します。）。

この方式は、贈与者ごとに選択しますので、父からの贈与は相続時精算課税を選択して、母からの贈与は暦年贈与を選択することもできます。

累計で2,500万円を超えた場合には、その超えた金額に対して一律20%の税率で贈与税が課税されます。

なお、暦年贈与と相続時精算課税とを組み合わせ活用した場合には、次のようになります。

子が複数の者（父母）から相続時精算課税を受けると、受贈者一人当たりの基礎控除（110万円）は贈与額で按分します。

父からの贈与は相続時精算課税を選択し、母からの贈与は暦年贈与ですと、相続時精算課税110万円と暦年贈与110万円とは別枠なので最大220万円まで非課税となります。

- ② 相続発生時（贈与者の死亡時）には、贈与財産の価額（贈与時の時価で、また、現行では贈与金額の多寡や贈与税の申告の有無を問わず）を相続財産に加算して相続税額を算出します。

相続時の精算の際には、既に納付した贈与税額は納付する相続税額から控除されて納付すべき相続税額を計算しますが、支払った贈与税額が相続税額よりも少ないときは逆に還付を受けられます。

- ③ 相続時精算課税の活用事例としては、次のようなケースが多いようです。どちらかという、富裕層が相続税対策のスキームの一環として利用することが多いかもしれません。

ただし、基本的には、相続時精算課税は、生前での遺産の前渡しを

するための制度であり、相続税の節税にはつながりませんので注意してください(ただし、改正による基礎控除 110 万円部分は除きます。)。

- ①早期に多額の資産(自宅敷地など)を子等に移転することができます。
- ②将来値上がりが見込まれる財産(市街化になる見込みの土地、同族株式など)を贈与することで贈与時の低い価額で相続税の計算がされますので相続税額を抑えることができます(しかし将来値上りを予想できる財産は容易には判断できないでしょう。これに対して、同族株式の場合は、税理士のアドバイスに基づき事前に代表者が退職して退職金を支給して株価を引下げた上で後継者に対して同族株式を贈与する方法を取っています。)

※逆に贈与財産が値下がり又は無価値になっても高い贈与時の価額で相続税が計算されることになるというリスクはあります。

- ③収益物件(例えば被価額の低い賃貸建物)を贈与することにより、親は将来の賃料収入による資産の積上りを防止することができます。他方で、子は将来の賃料収入の蓄積により納税資金を準備することができます。
- ④もともと相続税がかからない非課税(相続税の基礎控除以下)の家庭では、将来の遺産争いを避けるために同居する子に遺産(自宅の土地建物)の前渡しをします。ただし、遺産分割協議では特別受益の問題が生じますので、併せて「全財産を同居する子に相続させる旨及び持戻し免除する」旨の公正証書遺言を作成すべきです。ただし、残念ながら遺留分侵害額請求の問題は残りますが、遺留分の支払額を減ら

すことはできます。

④ 相続時精算課税を適用する上で注意すべき点は、以下の点です。

一つ目は、相続時精算課税を利用しても、相続税は非課税となるわけではなく、被相続人である特定贈与者が死亡した場合には、相続時精算課税による贈与分は、必ず相続財産に加算して相続税の申告をする必要があるということです。

注意すべき点は、次のようなケースでも相続時の精算が必要（相続財産に加算して相続税の申告が必要になる。）になるということです（落とし穴ともいえます）。

例えば、孫が祖父から相続時精算課税で贈与を受けていたケース（平成27年から18歳以上の孫に対する相続時精算課税が適用可能となりました。）では、孫は相続人にならないので、ついつい贈与された財産を相続税の申告に加算して相続税の申告書（孫は2割加算あり）を提出することを失念することが多いかもしれません（受贈者が孫のケースのリスク）。

また、子が父から相続時精算課税を受けていたとして、子が父よりも先に死亡した場合、孫は子の相続時精算課税の納税義務を承継しますので、代襲相続人となった孫は、子の受けた贈与財産を必ず相続財産に加算して申告する必要がありますが、このことにはなかなか気がつきません（代襲相続人の孫のケースのリスク）。

いずれの場合であっても、データを永年管理している税務署からは必ず申告誤りの指摘がありますので、知らなかったではすみません。

二つ目は、相続時精算課税と暦年贈与とは、選択となっております、特定贈与者との関係で一度相続時精算課税を選択すると、二度と暦年贈与に戻ることはできないことです（撤回不可）。途中でやっぱり暦年贈与に変えたいとなっても、ダメ（できない）ということです。

三つ目は、相続時精算課税で贈与した財産が土地である場合には、贈与により取得したものであって、相続又は遺贈による取得ではないため、相続税法の小規模宅地等の特例の適用が受けられないことになり、相続税の計算上は土地の大幅な評価減ができないということになります（ただし、同居する子や家なき子でもない限り、別居する子は被相続人と生計を一にしないことが多いため、結果的には小規模宅地の適用はできませんので、この点は余り問題にならないかもしれません。）。

四つ目は、不動産について相続時精算課税による贈与で移転した場合には、相続の場合と比べると、移転コストも高くつくことです（不動産取得税が  $3\% \times 1/2$  かかる、登録免許税は 20/1,000 と高い。）。

五つ目は、税制改正による不利益が生じる可能性があるということです。相続時精算課税を一旦選択すると贈与者と受贈者との課税関係が固定（ロック）されてしまいますので、将来、相続税法上の基礎控除額（110万円）の引下げなどがあった場合には、不利になる可能性があります。

このように、相続時精算課税には様々なリスクがあることを十分に認識した上で、自己責任で選択・実行することが必要になります。

- ⑤ 今回の改正により、相続時精算課税には、累計 2,500 万円の非課税と

は別に、新たに毎年 110 万円までは非課税の枠（基礎控除）ができました  
た（納税者及び税務署の申告の事務手続軽減のためということですが、  
政府の相続時精算課税をもっと増やしたいという目的のためと考えら  
れます。）。また、毎年 110 万円までの贈与であれば、2,500 万円の限度  
額計算にも含まれません。しかも、相続時には、110 万円の部分は持ち  
戻し（相続財産に加算）しなくてもよいことになっています。なお、受  
贈された土地建物が災害により被害を受けた場合は、被害を受けた部  
分を控除して加算（再計算）することになります。

これらの点をメリットとしてとらえて、相続税の節税対策としては、  
暦年贈与は相続開始前 7 年間の贈与は加算されるので不利であり、む  
しろ相続時精算課税を選択して、毎年 110 万円の範囲内で贈与してい  
くこと（そうすると全期間の贈与について相続時に加算対象にならな  
い。）をアピールしている税理士もよくいますが、果たしてどうでしょ  
うか？

- ⑥ 長寿社会では、相続時精算課税の適用から相続発生時まで 20 年、  
30 年と経過するケースも多く、被相続人も相続人も過去において相続  
時精算課税で贈与した事実をすっかり忘れてしまうことも多いよう  
です。

一方、税務署では、KSK システムで過去に相続時精算課税を選択し  
た届出書を入力して管理しており、過去の贈与税の申告書のデータも  
すべて KSK システムで管理していますので、相続時精算課税の生前贈  
与の加算漏れには十分な注意を払ってチェックしています。

納税者としてみれば、相続時精算課税の選択届出をしたことを忘れてしまうと、後々大きな課税トラブルとなってしまう点には注意する必要があります。

例えば、亡くなる 10 年前に預金 1,000 万円を子の預金に移動した場合、税務調査でこの預金の移動が贈与であると認定されたときは、暦年贈与であれば既に 6 年が経過しているので贈与の課税は時効だと主張することができますが、相続時精算課税を選択していると時効とうことはありませんので、必ず相続財産に加算することになります(税務署の調査担当者にとっては、時効がないのは非常にうれしい)。

個人的には、どう見ても、相続時精算課税は、税務署にとって都合の良い制度でしかないように思われるのです。おそらく富裕層の方々は、それを承知の上で、相続時精算課税を使って節税する全体スキームを税理士と相談して企画・実行した上で、相続税及び贈与税のトータルでメリットを享受しているのだと思います。

政府としては、高齢者の資産を早期に現役世代に移転させるために相続時精算課税を創設して、大きな資産移転を期待しているのにもかかわらず、余りにも利用が進まないのも、今回の相続時精算課税の基礎控除（アメ）の創設によって、利用拡大を図ろうとしています。むしろ富裕層の節税対策（格差拡大）を結果的には容認しているようにも見えます。おそらく政府としては、とにかく高齢者の多額な資産が現役世代に移転して、それが消費に回れば経済が成長して嬉しいということかと思えます。

## 2 相続税対策として、暦年贈与は不利で、相続時精算課税が有利なのか？

### (1) 相続時精算課税は暦年贈与よりも有利か？

今回の改正により、一見すると、加算期間が7年間に延長された暦年課税よりも、毎年110万円の基礎控除ができた相続時精算課税の方がお得にも見えますが、果たして本当にそうでしょうか？

相続時精算課税では、毎年110万円の基礎控除が適用できることになり、例えば、60歳から80歳までの20年間に、毎年110万円の贈与をすれば、子1人当たり合計2,200万円までが相続税の課税対象になりませんので、富裕層（金融機関では、金融資産1億円以上を保有する方を富裕層としています。）にしてみれば、相続対策としては大きなメリットといえます。

これに対して、一般庶民の場合には、相続税の基礎控除を少し超える程度の財産（自宅及び金融資産3,000万円程度）を所有するにすぎませんので、自分自身の長い老後の生活費（60歳から90歳までの30年間として30万円×12か月×30年=1億円以上のお金が必要？）の心配もありますので、子や孫に対して毎年110万円の相続時精算課税を何十年にもわたって計画的に行うといったことはできないでしょう。そうすると、おそらく一般の庶民の方は、毎年ではなく、子や孫の成長の時期に応じて、自分の老後資金を見ながら、タイミングを見て100万円前後の少額の贈与をすることを考えていきたいということではないでしょうか。そうすると、相続時精算課税の毎年110万円の基礎控除枠は特段必要ないのかもしれませんが。

先に述べたように、相続時精算課税は、一度税務署に届出をして選択すると、

一生涯にわたり贈与税及び相続税の申告義務から免れることができないという大きな問題（デメリット）があります。

つまり、相続時精算課税を一旦選択すると、税務署からすると、この人はこれから相続税対策をしていく納税者であるとして生涯にわたり管理されますので、贈与者及び受贈者の側も双方が、10年～30年にわたり贈与者が死亡するまでの間、贈与の相手方、贈与の年月日、金額を管理していく必要があります、贈与税の申告も必要に応じて行いつつ、相続税の申告も行っていく必要があるというように相当な事務負担があるということになるのです。万一、うっかり相続時精算課税の対象となる贈与分を漏らしてしまうと、必ず相続税調査で課税されるというリスクが潜んでいます。

したがって、富裕層の方など財産（特に金融資産）が比較的沢山ある方で、税理士と相談しながら贈与計画の管理と実行をしっかりとできるという方は、相続時精算課税を選択しても全く問題ないでしょうし、むしろ相続時精算課税を活用していくべきでしょう。

これに対して、一般庶民の方は、マスコミ報道に踊らされて、安易に相続時精算課税を選択して毎年（何年かに1度？）110万円の贈与を行うことはやめた方がよいのではないのでしょうか。

## （2）一部税理士による相続時精算課税によるタックスプランニングの提案例

一部の税理士の中には、暦年贈与と相続時精算課税制度をベストに組み合わせ、相続税の節税を図る手法として、次のようなアドバイスを提案している方がいます。

具体的なアドバイスの内容は、推定被相続人（男子、60歳）を前提に、平

均寿命を 85 歳までとして平均余命を 25 年と設定します。

①相続開始の 85 歳になる 7 年前までは、年間 110 万円以内の暦年贈与を実行する（⇒暦年贈与の基礎控除の範囲内で非課税）。

②平均寿命 85 歳の 7 年前からは、相続時精算課税を選択して、毎年 110 万円以内の贈与を実行する（⇒相続時精算課税の基礎控除の範囲内で非課税、暦年贈与分も相続開始前 7 年よりも前のため加算対象にならない。）。

こうすることで、暦年贈与の 7 年以内加算の除外を受けることができ、しかも相続時精算課税の基礎控除を適用することもできて、結果として 60 歳から 85 歳までの毎年 110 万円の範囲内の贈与（合計 110 万円×25 年＝2,750 万円）はすべて非課税となり、さらに相続税の計算上の加算も全くされないという内容のアドバイスです。理屈の上では確かにそのとおりになるかと思えます。

このタックスプランニングの要は、現行の税制が現在のままであるという仮定条件の下で、あくまでもその納税者の方が平均寿命（余命）まで長生きするとの前提で、平均寿命（相続開始）の 7 年前において、暦年贈与から相続時精算課税へ変更をすることを推奨するというものです。

しかしながら、その納税者の方が果たして平均寿命まで長生きするかどうかは全く分かりませんし、想定通り（85 歳まで長生きする）にいかないことも十分にありえます（60 歳からこのアドバイスに従って贈与を行ったが、5 年後に癌で余命 1 年と宣告されたなど）。

また、タックスプランニングの途中で、相続税法が現状よりも不利益に改正された場合には、当初計画そのものが狂ってしまうリスクもあります。

したがって、現実には、神様でもない限り、このアドバイスのように計算通り節税することはできないのではないのでしょうか？

要するに、生前贈与について、いかなる方法をとるかは、納税者の年齢、余命、財産の多寡、家庭事情など不確定な要素が多い中で、しかも将来の税制改正のリスクも検討しつつ、贈与する財産の種類、金額の多寡、受贈者の年齢（18歳以上か未満か）、毎年の非課税枠が必要かどうか、相続財産からの切離しが可能かどうか、なども考えながら、最終的には、ご自身で相続時精算課税か暦年贈与かいずれかを選択していくほかないと考えます。

### 3 相続時精算課税を適用する場合の留意事項

#### (1) 「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出すること

相続時精算課税は、納税者の選択により行うものです。申告期限までに選択をして届出書を提出しないと、相続時精算課税の適用はありません。

⇒ 期限内に「相続時精算課税選択届出書」の提出がないと、相続時精算課税の適用が認められないので、税務署の指導に従って暦年贈与の扱いとして贈与税の申告書を提出することになります。

したがって、2,500万円までの非課税の適用はありませんので、うっかり大きな金額の贈与をしてしまうと、暦年贈与の高い税率での計算となってしまいますので、注意しましょう。

#### (2) 「贈与税の申告書」は必ず期限内に提出すること

「贈与税の申告書」を提出期限までに提出しないと、相続時精算課税の2,500万円までの特別控除額の適用を受けることはできません（ただし、

改正後は毎年 110 万円までの贈与は申告不要となります。)

⇒ 特別控除枠が使用できませんので、一律 20%での贈与税が課税されます。

(3) 相続時精算課税選択届出書の撤回はできません。

一旦相続時精算課税を選択すると、暦年課税に戻ることはできません。

(4) 将来税制が改正されるリスクを避けることができない。

一旦導入(改正)された制度の枠組みが、将来もそのままであるという保障はありません。もしかしたら、基礎控除(110万円)は、将来的には縮小(60万円)される可能性もあります。また、選択時には、遺産総額が相続税非課税の範囲内で相続税はかからないと判断しても、もしかしたら将来相続税の非課税限度額が引き下げられて相続税の申告が必要になることもあるかもしれません。

4 暦年贈与で生前贈与をする場合の留意事項は(税務調査で否認されないために)

贈与とは、タダでお金や物をあげることです。

贈与の効力が生じるためには、贈与者が、自分の財産を無償で相手方(受贈者)に対して与える意思表示を行い、相手方がこれを受諾することが必要です。

つまり、贈与者の「タダであげる」と、受贈者の「タダでもらう」という合意があって初めて贈与契約が成立するという事です。

したがって、次のような場合は、贈与があったとは認められません(税務調査では、名義預金といって被相続人(父)の相続財産に組み込まれることにな

ります。)

(例) 父がお金を出して子名義の預金をつくった場合に、通帳や印鑑は父が保管しており、子も自分名義の預金の存在を知らない。

なお、贈与の成立を証明するために有効な方法は、次の手順で行うこととなります。

- ①「贈与契約書」を作成する。
- ②お金は通帳を通して振込で行う。
- ③通帳・印鑑は、受贈者（もらった者）が保管する。
- ④受贈者は預金からお金を引き出して自分のためにお金を使う。
- ⑤税務署に「贈与税の申告書」を提出する。

①に関して、受贈者が未成年者である場合には、両親（父母）2人が子に代わって贈与契約書に親権者として署名・押印することになります。

特に重要なポイントは、③です。実務では、通帳・印鑑を管理・支配している者が預金者であると認定される傾向にあります。

また、連年贈与（毎年 110 万円以内の贈与であっても、毎年 110 万円ずつ 10 年間にわたり贈与する契約を行ったと認定されること。110 万円×10 年分 = 1,100 万円の贈与、 $(1,100 - 110 = 990) \times 30\%$ （税率） - 90 万円（控除額 = 207 万円の贈与税）とならないように、贈与の日付、金額を毎年同じにしないようにします。

## 〇まとめ

今回の生前贈与の改正により、相続時精算課税は従来よりも使い勝手が良

くなりますが、今までに述べたように相続時精算課税には様々なリスクが存在します。

相続時精算課税を活用した方が相続税の節税につながるかどうかは、年齢、余命、財産状況、家族構成、家庭事情などによって大きく異なります。

また、将来の税制の改正に伴うリスク、相続の順番や相続人が変わってしまうことに伴うリスクや、思いもよらない財産（相続財産）が転がり込んできたことに伴う課税のリスクもあります。

そのような不確定要因を抱えたまま相続時の精算を待つのはどうかとも思います。相続時精算課税は、あくまでも相続時において生前贈与を精算する制度であるということを忘れてはいけません。

したがって、個々の納税者の方にとって、相続時精算課税を選択して贈与をすることがベストであるかどうかは、ケースバイケースであるとしかいいようがなく、必ずしも相続時精算課税が万人にとって有利であるとはいえません。

一般の庶民の方が、贈与の時点の課税関係（毎年110万円の基礎控除）だけを見て、毎年基礎控除枠を必要とすることがないにもかかわらず、安易に相続時精算課税を選択することは避けた方が良いでしょう。

活用に当たっては、専門の税理士によく相談してから、最終的にはご自身で判断して、選択・実行することをおススメいたします。

※なお、文中にわたるコメントは、あくまでも個人的見解でありますので、生前贈与の実施に当たっては、自己責任で行うようお願いいたします。

本日はご清聴ありがとうございました。